



事務連絡  
平成24年12月5日

岩手県  
宮城県  
福島県  
茨城県

地域医療再生基金主管部(局) 御中

復興庁予算会計班

厚生労働省医政局指導課

#### 地域医療再生基金(平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費)の活用について

国は、東日本大震災による被災地の復興を支援するため積み増した甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県(以下、「被災3県」という。)並びに茨城県の地域医療再生基金の不足分を補うために、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費で地域医療再生臨時特例交付金を確保し、被災3県並びに茨城県に交付することとしたものです。

被災3県並びに茨城県は、地域医療再生臨時特例交付金による既存の地域医療再生基金への積み増し等を行った上で、地域全体のまちづくり構想とも整合性を図りながら、被災3県が追加で策定する医療の復興計画や茨城県が追加で策定する地域医療再生計画に基づき、計画的な医療の復興を進めていただきたい。その際には、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)や「東日本大震災復興予算の使途に関する決議」(衆議院決算行政監視委員会平成24年11月15日)を踏まえ、急性期から慢性期・在宅に至るまでの医療機関の機能分化と医療機能の集約・連携等により、患者の状態に応じて切れ目なく効率的に医療サービスを提供できる医療提供体制の再構築を目指していただきたい。

ついでには、被災3県並びに茨城県における平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費による地域医療再生基金の活用にあたっての留意事項を別添のとおりまとめたので、この留意事項を踏まえた医療の復興計画等の案を策定の上、平成25年1月25日(金)までに、復興庁予算会計班にご提出願います。

また、被災地の医療復興が円滑に推進されるようにする観点から、今般の地域医療再生臨時特例交付金による地域医療再生基金については、できる限り弾力的な運用が行えるよう配慮したいと考えていますが、貴県におかれましても予算の早期執行に努められるよう重ねて願います。また、地域医療再生基金の運用等に当たっての疑義等が生じた場合には、随時、ご相談していただきたい。

なお、貴管内関係者に対する周知につきましてもよろしく願います。

## 平成24年度東日本大震災復興特別会計予算費による 地域医療再生基金の活用にあたっての留意事項

### 第1 趣旨

「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定。以下「基本方針」という。)に基づき、東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県(以下「被災3県」という。)並びに茨城県の医療の復興を支援するため、これまで交付してきた地域医療再生臨時特例交付金(以下「交付金」という。)により設置された地域医療再生基金の不足分を補うことを目的として、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費において交付金を確保し、被災3県及び茨城県に交付することとしたものである。

被災3県及び茨城県は、この交付金により、既存の地域医療再生基金の積み増し等を行った上で、地域全体のまちづくり構想とも整合性を図りつつ被災3県が追加で策定する医療の復興計画及び茨城県が追加で策定する地域医療再生計画(以下「医療の復興計画等」という。)に基づき、必要な事業を行うものとする。

(注)岩手県、宮城県及び茨城県は、交付金により既存の地域医療再生基金の積み増しを行い、福島県は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた福島再生・復興のための独自の基金に積み増しを行うものとする。

### 第2 対象となる地域

今回の地域医療再生基金(岩手県、宮城県及び茨城県の地域医療再生基金並びに福島県の独自の基金のうち、今回の交付金により積み増しされた部分をいう。以下同じ。)を活用して実施する事業は、被災地の中でも、特に津波等により街全体が被災した地域を中心に支援を行うものであり、具体的には次の二次医療圏を対象とする。ただし、被災した医療機関の再開等に対する支援など二次医療圏を超えて実施する必要がある事業については、この限りではない。なお、福島県においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により生じた課題に対応するための事業については、当該二次医療圏を超えた地域でも今回の地域医療再生基金を活用することを可能とする。

- ① 岩手県 釜石、久慈、気仙、宮古
- ② 宮城県 石巻、気仙沼、仙台
- ③ 福島県 いわき、相双
- ④ 茨城県 日立

### 第3 医療の復興計画等

今回、追加して被災3県が策定する医療の復興計画の期間は、平成27年度末までとし、茨城県が策定する地域医療再生計画の期間は、平成25年度までとする。

また、今回の地域医療再生基金は、上記の対象となる地域(以下「対象地域」という。)の医療を復興するため各県が策定する医療の復興計画等に位置付けられた事業について活用を可能とする。

なお、医療の復興計画等は、平成23年度補正予算により計画された医療の復興計画及び平成22年度補正予算により計画された地域医療再生計画のうち東日本大震災により被害を受けた対象地域の医療の復旧復興を目的とした計画に対する追加の支援を行うものであり、前回同様に基本

方針の趣旨に基づき、急性期から慢性期に至るまでの医療機関の機能分化と医療機能の集約・連携等を推進し、その強化・効率化を図ることにより、地域全体の医療提供体制の再構築を目指すものとする。

なお、医療の復興計画等は、平成23年度補正予算により計画された医療の復興計画及び平成22年度補正予算により計画された地域医療再生計画のうち東日本大震災により被害を受けた対象地域の医療の復旧復興を目的とした計画に対する追加の支援を行うものであることから、単独の計画である必要はなく、前回策定した医療の復興計画等と一体的な計画として既存の事業に上乗せする事業であっても差し支えない。ただし、事業毎に活用する基金の区分(平成22年度補正予算による地域医療再生基金、平成23年度補正予算による地域医療再生基金又は今回の地域医療再生基金)は明確にしておく必要があるため、それぞれを区分し経理することとする。

#### 第4 医療の復興計画等の内容

医療の復興計画等の内容は、対象とする地域の被災状況等を踏まえ、地域全体のまちづくり構想とも整合性を図りながら各県で策定した医療提供体制の再構築に必要な事業への追加の支援として下記に示すような事業又は平成23年度第3次補正予算による地域医療再生基金における医療の復興計画の策定にあたっての留意事項で示した内容の範囲内とする。

- ① 震災後の労務費等の建設コスト高騰への対応
- ② 被災した医療機関の再開等に対する支援
- ③ 原子力発電所事故の影響により住民が増加するなど地域の実情に応じた医療機関の整備
- ④ 被災地における医療従事者確保 等

また、計画の作成にあたっては、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村、地域住民等の関係者(以下「地域の関係者」という。)の意見を踏まえ、地域にとって必要性・公益性の高い事業が今回の地域医療再生基金の対象となるようにすることとする。復興局・茨城事務所に寄せられた要望等についても情報提供するので参考とされたい。

なお、現在策定中の県の医療計画、県の定める介護保険事業支援計画、市町村の定める介護保険事業計画、その他県及び市町村が定める関係計画の内容と調和が保たれるよう考慮するとともに、必要に応じてこれらの計画を見直すこととする。

(参考)平成23年度第3次補正予算による地域医療再生基金における医療の復興計画の策定にあたっての留意事項(抜粋)

- ① 津波による全壊した医療機関の高台への移転整備など安全な地点での施設整備
- ② 救急医療機関など地域の中核的医療機関の機能強化や再整備
- ③ これら医療機関と連携する急性期を脱した患者や在宅患者等を受け入れるための亜急性期・回復期リハビリテーション等の機能を担う医療機関の整備等を通じた機能分化の明確化
- ④ 既存補助制度の対象とならない施設整備等事業について、当該事業者が今後の医療の復興のために協力すること等を条件に行う支援事業
- ⑤ 在宅医療の連携拠点となる医療機関等の整備により被災地において在宅医療を推進するための事業
- ⑥ 医療機関相互の情報連携の基盤整備
- ⑦ 県外から派遣された医師・看護師等の人件費や被災者健康支援連絡協議会の活動経費に対する支援等地域医療を担う医師・看護師等の人材確保 等

## 第5 交付の条件

被災3県並びに茨城県は、基本方針の趣旨に基づき、対象地域の急性期から慢性期に至るまでの医療機関の機能分化と医療機能の集約・連携等により、患者の状態に応じて切れ目なく効率的に医療サービスを提供できる医療提供体制の再構築を推進する観点から、医療の復興計画等を策定されたい。その際は、次の点を交付の条件とするので留意されたい。

- ① 津波により全壊した医療機関については、将来、同規模の地震が発生した場合に備え、高台への移転整備など安全な地点での施設整備を前提とした事業内容とすること
- ② まちづくり関係部門と適切に連携しながら、まちづくり構想とも整合性が図られた事業内容とすること。
- ③ 効率的な医療提供体制を構築するため、地域の中核的医療機関を中心に、亜急性期・回復期リハビリテーションを担う医療機関、在宅医療を支援する医療機関など各医療機関間の機能分担と連携を図ることを重視した事業内容とすること。
- ④ 救急医療や在宅療養支援等政策医療の役割を担っていない医療機関については、地域の救急医療体制への参画や在宅医療の実施など、今後の地域医療における役割を医療の復興計画等に位置付けられる場合に基金による支援を行うこと。
- ⑤ 病院の診療所化を含む医療機関の統合再編も視野に入れつつ、機能の集約や連携を積極的に進め、病床過剰地域については、基金を活用して2億円以上の施設整備を行う病院の全病床数から10%以上の病床削減に努めること。ただし、福島県については、警戒区域内にある医療機関が再開できず、相当程度の病床数について、当分の間、稼働できない状況にあることを踏まえ、この取り扱いの対象外とする。
- ⑥ 地域の医療機関の積極的な参画の下、医療機関間で患者の診療情報を共有するシステムを整備することにより、災害時にも患者の診療情報を利用可能とすること。

## 第6 医療の復興計画等の作成等に係る手順

医療の復興計画等を作成する際に考えられる一般的な手順を提示するので、状況に応じて参考にされたい。

- (1) 医療の復興計画等の案を作成するための体制の整備。
- (2) 地域医療の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討。
- (3) 官民を問わない幅広い地域の関係者に対して意見を聴取。
- (4) 対象地域における医療提供体制の再構築を推進するために実施してきたこれまでの事業の評価、又は将来構想及び目標等を検討。
- (5) 対象地域における医療提供体制の再構築のための事業の内容についての検討。
- (6) 以上の検討を踏まえ医療の復興計画等の案の作成。これまでに厚生労働省と随時意見交換。
- (7) 医療の復興計画等の案について県医療審議会又は医療対策協議会への意見聴取。
- (8) 医療の復興計画等の案の復興庁への提出。
- (9) 復興庁による交付金の配分額(交付基準額)の決定。
- (10) 医療の復興計画等を決定。

## 第7 交付基準額の決定及び交付決定の手続き

対象地域の復興に係る予算の執行状況等を勘案し、各県が策定した医療の復興計画等の案の内容を踏まえて厚生労働省との協議を経て、復興庁において分配額を決定し、厚生労働省へ予算の移し替えを行う。復興庁において決定された分配額を基に交付基準額を決定し、交付決定する。

## 第8 医療の復興計画等の推進等

### 1 医療の復興計画等の推進体制

医療の復興計画等の推進体制については、地域の関係者との情報の交換や県医療審議会又は医療対策協議会の活用のみならず、まちづくり関係部門とも適切に連携しながら計画を策定し、事業を推進していく体制を構築することが望ましい。

### 2 医療の復興計画等の達成状況の評価等

今回作成する医療の復興計画等に定める事業に関しては、被災3県及び茨城県が策定したこれまでの地域医療再生計画及び医療の復興計画と併せて地域の関係者及び県医療審議会又は医療対策協議会からも、必要に応じて意見を聴取することで事業の進捗状況を評価するものとする。

医療の復興計画等に定める事業の実績報告は、毎年度厚生労働大臣に提出する。

評価の結果は、医療の復興計画等に係る次年度以降の事業計画に反映させるものとする。厚生労働省は、少なくとも、平成24年度から平成25年度までの実績については、地域医療再生計画に係る有識者会議(以下「有識者会議」という。)に報告し、技術的助言を含めた意見を聴くものとする。

### 3 医療の復興計画等の変更

被災3県及び茨城県は、評価の結果に基づき、今回の医療の復興計画等及び被災3県及び茨城県が策定したこれまでの地域医療再生計画及び医療の復興計画における目標等を達成するために必要があると認める場合、医療の復興計画等の変更を行うことができる。

医療の復興計画等を変更しようとするときは、あらかじめ、被災3県及び茨城県における地域の関係者の意見及び県医療審議会又は医療対策協議会の意見を聴取するとともに、当該変更につき、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

## 第9 その他

### 1 医療の復興計画等の案の提出にあたっては、以下の書類等を添付すること。

- ・医療の復興計画等の案の概要(ポンチ絵)
- ・事業費の積算資料
- ・その他参考となる資料

### 2 医療の復興計画等の案の提出先

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル1F  
復興庁予算会計班 担当:加藤 電話:03-5545-7415

### 3 問い合わせ先

【医療の復興計画等の案の提出等手続きに関すること】

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13

復興庁予算会計班 担当：加藤

電話：03-5545-7415

問い合わせ受付時間：平日 午前10時～12時、午後1時～5時

**【医療の復興計画等の案の内容に関すること】**

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局指導課 医師確保等地域医療対策室 担当：梶野、水村

電話：03-5253-1111(内線2771、2557)

問い合わせ受付時間：平日 午前10時～12時、午後1時～5時

〇〇県医療の復興計画(追補版)  
(茨城県地域医療再生計画(追補版))

**1 医療の復興計画の期間**

平成23年〇月〇日から平成27年度末までの期間を対象として定めるものとする。

**2 現状の分析**

甚大な被害を受けた地域(二次医療圏)における医療連携体制、医療従事者等に関する現状分析を記載

**3 課題**

現状分析結果をもとに甚大な被害を受けた地域(二次医療圏)における医療課題を記載

**4 目標**

課題に対する目標、将来構想について記載

## 5 具体的な施策

医療の復興計画等において実施する事業について記載(事業総額、基金負担額、県負担額についても記載)

## 6 施設・整備対象医療機関の病床削減数

整備対象医療機関の病床削減数を記載(削減しない場合も記載)

二次医療圏名	過剰・非過剰の別	医療機関名	整備前病床数	整備後病床数	病床削減割合

二次医療圏名	過剰・非過剰の別	医療機関名	整備前病床数	整備後病床数	病床削減割合

## 7 医療の復興計画等の(案)作成経過

医療の復興計画(案)を作成するまでの経過について記載

[記載例]

○月○日 関係機関、団体及び住民に対する説明会開催

○月○日 第1回○○委員会開催

○月○日 第○会○○委員会開催 医療の復興計画中間案の決定

○月○日 }  
パブリックコメントの募集

○月○日 }

○月○日 ○○県医療審議会開催 医療の復興計画(案)の決定